２０２６年7月２４日

文部科学大臣　松本洋平　様

全日本教職員組合

中央執行委員長　檀原　毅也

7月3日付事務連絡「長期休業期間中の学び・体験の充実について」学校への負担を押しつけないことを求める要請

日本国憲法にもとづき、子どもたちの成長と発達を保障する学校教育の充実に向けてご尽力されていることに敬意を表します。

文部科学省は７月３日、こども家庭庁をはじめとする関係省庁連名の５月 15 日付事務連絡「夏季休業期間中の酷暑対策および食支援に係る各施策の活用について」を踏まえ、都道府県教育委員会等に対して、「長期休業期間中の学び・体験の充実について（要請）」事務連絡しました。

夏休みなどの長期休業期間における困窮している家庭の子どもの健康や生活環境の悪化は、重大な問題です。物価高騰による電気代や食費等の節約行動から、子どもたちの熱中症や栄養不足などの健康リスクや孤立の解消は社会的な課題です。また夏休みの期間に、子どもたちが「安心して学び、活動し、過ごすことができる場」や「学びや体験活動に参加できる機会の充実を一層推進する」ことも重要な課題です。

しかし、「長期休業期間中の学び・体験の充実について」の事務連絡が、夏休み直前に発出されたことにより緊急的対応を要請したことは、教育委員会および学校現場に混乱をもたらしています。長時間過密労働解消が喫緊の課題である学校現場においては、新たな業務負担です。現に、教育現場からは教職員の負担増への懸念の声が上がっています。現場を軽視した丸投げの施策と言わざるを得ません。子どもたちの「居場所」確保にあたっては、安全管理や運営責任のあり方、人的配置などの課題への対応が不可欠であり、そのための予算も国の責任で保障するべきです。

この「要請」は、「夏季休業期間中に限られるものではなく、冬季休業期間や春季休業期間を含む長期休業期間全般」を対象としていることも大いに問題です。教職員の善意に頼り、長時間過密労働の実態を軽視した施策に強く抗議をするものです。以上をふまえ、下記のように要請いたします。

記

１．７月３日付事務連絡「長期休業期間中の学び・体験の充実について」にかかわり、教育委員会等がこの通知にかかわる協力を現場の教職員に要請することがないよう周知すること。

２．夏休みなどの長期休業期間における困窮している家庭の子どもの健康や生活環境の悪化の解消、子どもたちが「安心して学び、活動し、過ごすことができる場」の提供、「学びや体験活動に参加できる機会の充実」のための施策については、教職員に負担を押しつけることなく、実効ある管理運営と安全対策、それに伴う人的配置等の条件整備をすること。

以上